

## 建設局優良工事等公表要綱

施行	昭和60年 4月 1日
第1回改訂	平成 9年 5月29日
第2回改訂	平成10年 5月29日
第3回改訂	平成13年 6月 1日
第4回改定	平成16年 4月 5日
第5回改定	平成18年 6月 8日
第6回改定	平成21年 2月 9日
第7回改定	平成24年 5月23日
第8回改定	平成30年 4月 1日
第9回改定	令和 2年 4月30日

### (趣 旨)

第1 この要綱は、建設局（以下「局」という。）が施行する工事又は委託（以下「工事等」という。）のうち、成績が特に優良な工事等（工事・委託件名、受注者・受託者名、現場代理人名（委託は代理人名）、主任技術者名、監理技術者名等）を公表して、受注者又は受託者（以下「受注者等」という。）の施行意欲を喚起し、もって局事業の円滑な推進に資することを目的とする。

### (公表の対象)

第2 公表する工事等は、局施行の成績が特に優良な工事等とする。

### (公表の方法)

第3 公表は、総務部及び各事業所（東京都組織規程（昭和27年東京都規則第 164号）別表第3に掲げる本庁行政機関のうち部相当のものをいう。以下「所」という。）及び支庁において掲示して行う。

- 2 公表した工事等の受注者等には、書状をもって賞することができる。
- 3 公表は、年1回、前年度に完成した工事等について行うものとする。

### (公表の手続)

第4 所の長及び支庁長は、この要綱により公表する必要があると認めるものがあるときは、所管部長に内申するものとする。

- 2 所の長及び支庁長は、内申に先立ち所及び支庁に所（支庁）優良工事等選定委員会を設置し、内申する工事が第2（公表の対象）に該当するか審査する。
- 3 所（支庁）優良工事等選定委員会の組織及び運営は、所（支庁）課長会に準ずるものとする。
- 4 所管部長は、前項の内申を受け内容が適当であると認めるときは、局長に推薦するものとする。

### (公表工事等選定委員会等の設置)

第5 公表の適正を期するため、局に公表工事等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、公表の対象として適当であるか否かを審査するものとする。

- 2 委員会の組織及び運営は、部長会に準ずるものとする。
- 3 委員会の審査を補佐するため、幹事会を設置することができる。
- 4 幹事会の幹事長は企画担当部長とする。

(公表する工事等の決定)

第6 局長は、第4の4の規定による推薦があったときには、委員会の議を経て、公表する工事等を決定するものとする。

(優良工事等の取消し)

第7 優良工事等として公表された工事等のうち、公表後にその当該工事等において、優良工事等にふさわしくない事項が発覚した場合、委員会の議を経て優良工事等の取消しを行うとともに、公表するものとする。

(細目)

第8 企画担当部長は、この要綱の実施に関し必要な事項について、細目を定めることができる。

付 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。